

館長	副館長	職員

(条例第3条関係)

令和 年 月 日

## 西都市働く婦人の家休館日の利用について（依頼）

(指定管理者) シティサイト株式会社  
西都市働く婦人の家 館長 様

住所

団体名

代表者

印

連絡先TEL (

—

—

)

下記の理由により休館日に利用したいので、認めて下さるようお願いします。

利用施設	
行事名	
利用日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
休館日利用 申請理由 (具体的に)	

※ (休館日) 西都市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例

第3条 婦人の家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) その他市長が特に必要と認める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。(追加[平成24年条例7号])